

2009年11月26日

株式会社講談社フェーマススクールズ
代表取締役 村上 潔 様

適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 榎 彰 徳

【連絡先（事務局）】担当：西島

〒540-0033 大阪市中央区石町
1丁目1番1号天満橋千代田ビル
TEL06-6945-0729/FAX06-6945-0730
メールアドレス info@kc-s.or.jp
ホームページ [http:// www.kc-s.or.jp](http://www.kc-s.or.jp)

再お問い合わせ

初冬の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。また、先般は当団体のお問い合わせに対するご回答にお礼申し上げます。

当団体による貴社への「お問い合わせ」に対するご回答および同封いただいた資料を検討いたしました結果、貴社に対し、下記のとおり質問がございますので、改めてお問い合わせいたしますので、本年12月18日までに文書でご回答いただきますようお願い申し上げます。

先般の「お問い合わせ」でもお伝え致しておりますが、貴社よりご回答なき場合、あるいは「お問い合わせ」にご対応いただいたものの、KC's が相当と判断する解決に至らない場合、貴社の勧誘方法や中途解約の清算方法、及び契約条項に関し、その時点における当団体の認識に基づいて、問題点等を公開にて「申入れ」させていただく予定です。「申入れ」には、当団体が適格消費者団体として消費者契約法第12条に基づいて行う裁判外の差止請求を含む場合があります。公開での「申入れ」以降につきましては、当団体からの「申入れ」の内容及びそれに対する貴社からのご回答等、申入れ以降の全ての経緯とその内容を当団体ホームページ等で公表いたします。また、「申入れ」時点で当団体の「お問い合わせ」の内容及び経過も当団体ホームページ等で公表いたします。

なお、このたびの「お問い合わせ」を機に、一度当団体の担当者と面会の上協議を行いたいとお考えの場合は、その旨上記の回答期限までにご連絡願います。貴社の誠実、真摯な対応を期待します。

当団体は、本「お問い合わせ」についてはお問い合わせを行っている事実も含めて非公開にて行っておりますが、本「お問い合わせ」を機に貴社が私どもとご協議いただき、その結果、契約書の改定等、一定の解決に至った場合には、解決に至った時点で、本「お問い合わせ」の内容及び経過・解決結果を当団体ホームページ等で公表させていただきます。

※詳しくは別添の「KC'sの『お問い合わせ』『申入れ』事業における活動方針について」をお読みいただくとともに、ご不明な点はお問い合わせ下さい。

記（質問事項）

1. 貴社から講座受講資格を与えられた方に対して、講座の案内をされるにあたり、どのような内容を記載されていますか。
定型の書式や送付された書類の実例を付してご教示いただけると幸いです。
2. 貴社から講座受講資格を与えられた方に対して、電話によりご案内をされるにあたり、どのような説明をされていますか。
ご案内の電話にあたってのマニュアルないしチェックリスト等を付してご教示いただけると幸いです。
3. 貴社の通信教育講座の受講契約の締結場所として、①契約者自宅、②貴社営業所ないし事務所、③それ以外の場所の割合はどのようになっていますか。
「それ以外の場所」としてどのような場所があるかも併せてご回答いただけると幸いです。
4. 貴社の通信教育講座の最新の受講契約書のひな型をご提供下さい。
5. 貴社の通信教育講座の受講中、すべての課題を提出した後に、受講期間の2年6か月を経過する前に、中途解約して退学することは可能ですか。
その際、退学清算金の返還を受けることは可能ですか。
6. 総数24個の課題はいつ受講生に提供されますか。
7. 受講生が課題を提出した後、添削指導された課題はいつ受講生に返却されますか。
本人の都合で受講しない指導・サービスが6か月単位で失効することを、契約時に説明されていますか。
8. 添削期間整理券は何枚発行されますか。課題を提出するごとに1枚添付するのでしょうか。実物のコピーをご提供いただけると幸いです。

※ご提供いただきたい資料等

- ①講座案内の定型の書式やパンフレットなど送付された書類の実例
- ②電話でのご案内マニュアルないしチェックリスト等
- ③通信教育講座の最新の受講契約書のひな型
- ④添削期間整理券の実物またはコピー
- ⑤先般ご提供いただいた美術教育講座のコース以外の学則書

以上